

太陽光発電の売電を妨げる環境改善のお願い
売電事業目的を認めて、普及促進を

2011年4月23日

内閣総理大臣殿
経済産業大臣殿
電力会社各社社長殿

山梨自然エネルギー発電株式会社
代表取締役 大友 哲

太陽光発電の新しい電力買取制度では、売電事業目的の太陽光発電を認めていません。太陽光発電を普及させるために、そのような制約を撤回して売電がどんどん行えるようにすることが必要と考えますので、制度の変更をお願いします。また、売電を妨げている、配電設備の不足を速やかに改善するようにしてください。具体的には以下の内容になります。

1. 6600Vの高圧受電による太陽光発電所は、発電と同規模の負荷設備を求めています。その制約を撤回して負荷設備を超える発電設備を無制限に設置できるようにしてください。発電設備に対する配電設備の不足は、発電事業者の申出とその費用負担により速やかに改善してください。
2. 低圧における太陽光発電設備は、負荷設備の容量を超えて発電設備を設置することが出来ます。ただし電力会社の配電設備であるトランスの容量が不足して売電が妨げられる場合があります。その場合には、トランスを大きいものに付け替える必要がありますが、今まで実施されたことはありません。このような場合には発電事業者の申出とその費用負担により速やかに改善してください。またパワーコンディショナーの発電抑制の電圧設定は原則的に109V（メーカー工場出荷値）としてください。配電設備の都合で整定値を変更するのは行わないで下さい。
3. 配電設備の工事は、東電は関電工というように地域独占で行われていますが、発電事業者の都合による工事は複数の工事業者から競争原理で選定出来るようにしてください。また、柱上トランスは複数のメーカーから選定できるようにしたり、中古品を使用してコスト削減出来るようにしてください。全国共通の設備基準としてください。
4. 来年度以降行われる予定の太陽光発電全量買取制度は、発電した施設で自家消費された電力も売電したこととみなす不当な制度です。当社は実施に反対です。実際に配電線に流れ出たものが売電です。大規模な発電設備も1.の方式により余剰買取制度にしてください。そして高く買取る期間は10年間として下さい。また、燃料電池などの発電設備を併設した太陽光発電の買取価格も同額として下さい。買取期間終了後は、原則自由競争原理で売電出来るようにしてください。太陽光発電による売電市場が早期に自立できるようにしてください。